

港湾運営会社制度について

平成23年12月8日
国土交通省港湾局

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律

【公布】平成23年3月31日

【施行】港湾の種類の見直し関係：平成23年4月1日

基本方針関係：平成23年9月15日

港湾運営会社関係：平成23年12月15日(予定)

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の所要の措置を講ずる。

選択と集中

○ 港湾の種類の見直し

我が国港湾の国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾を港湾の種類として新たに「国際戦略港湾」と位置付けるとともに、特定重要港湾の名称を「国際拠点港湾」に改める。

○ 直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ及び対象施設の拡充

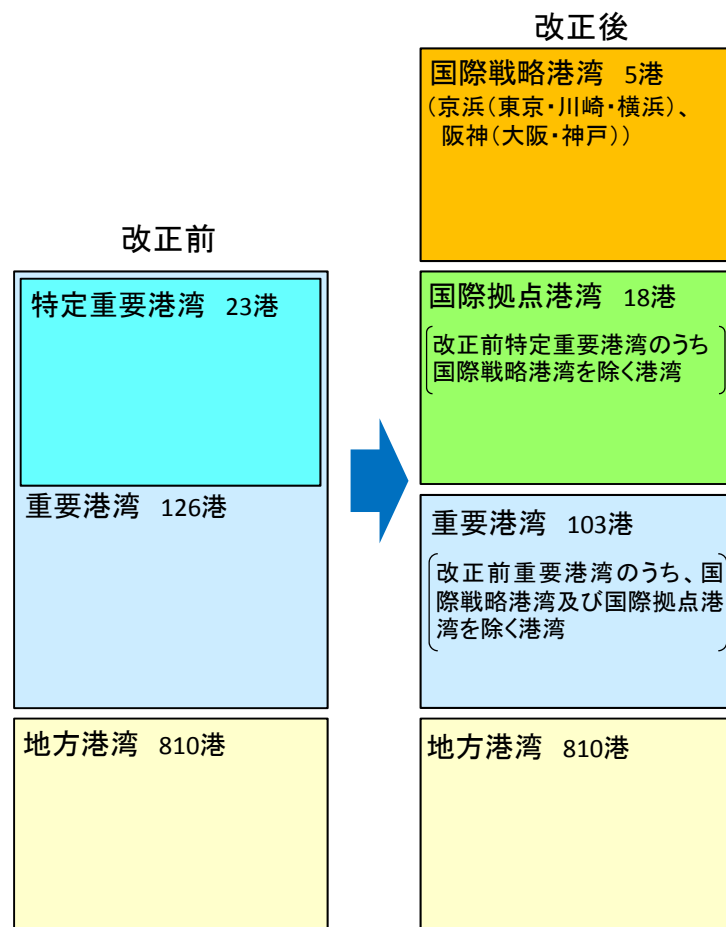
国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの係留施設(水深16m以上の耐震強化岸壁)について、直轄港湾工事の国費負担率を7/10とする。これに附帯するコンテナヤードを直轄港湾工事の対象施設に新たに追加する。(国費負担率は2/3)

○ 港湾運営会社制度の創設

港湾運営会社制度を創設し、国際戦略港湾及び国際拠点港湾に導入する。

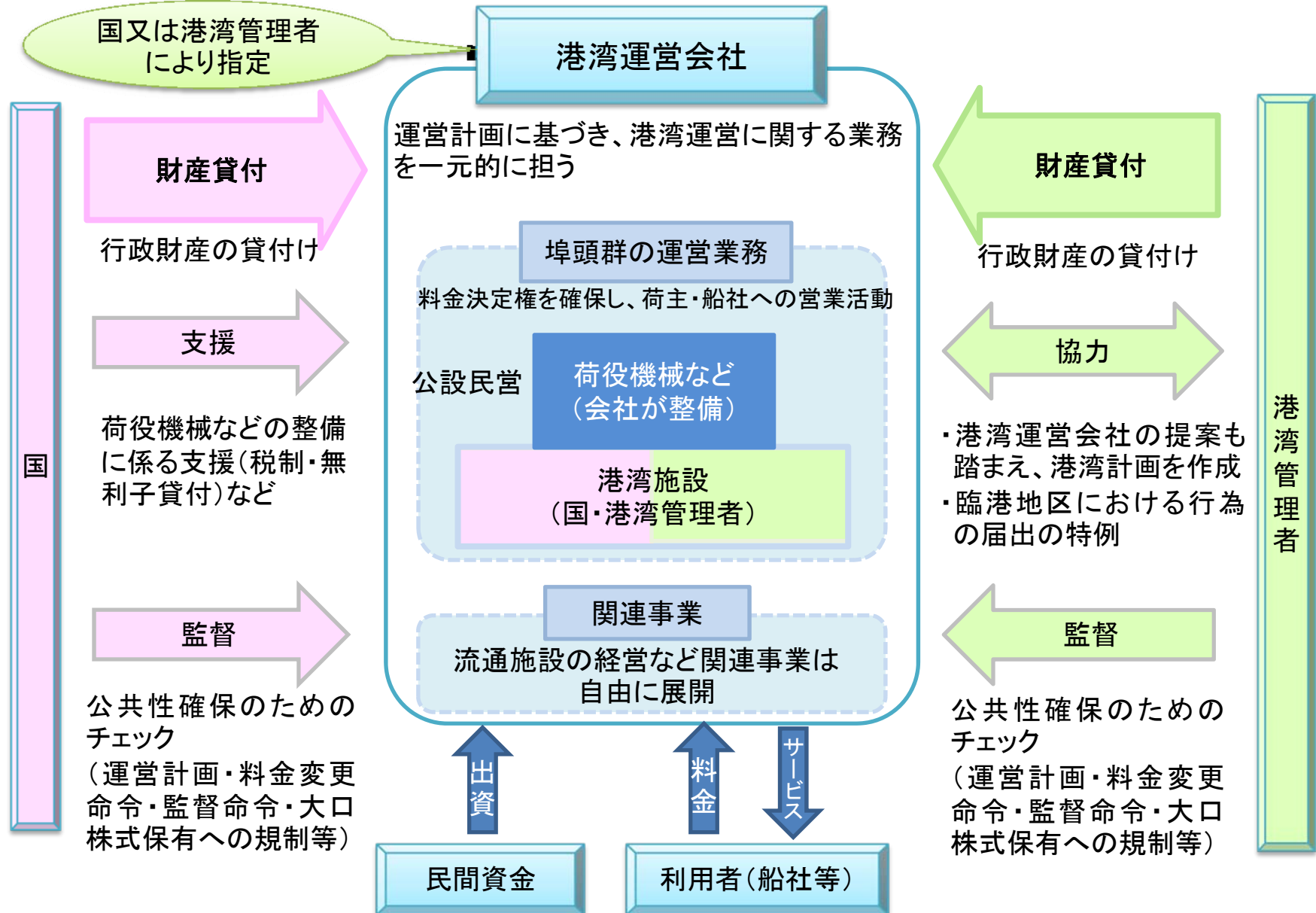
○ 港湾運営会社に対する無利子貸付制度の創設

現在、公社等に限定されている無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾運営会社に拡大する。

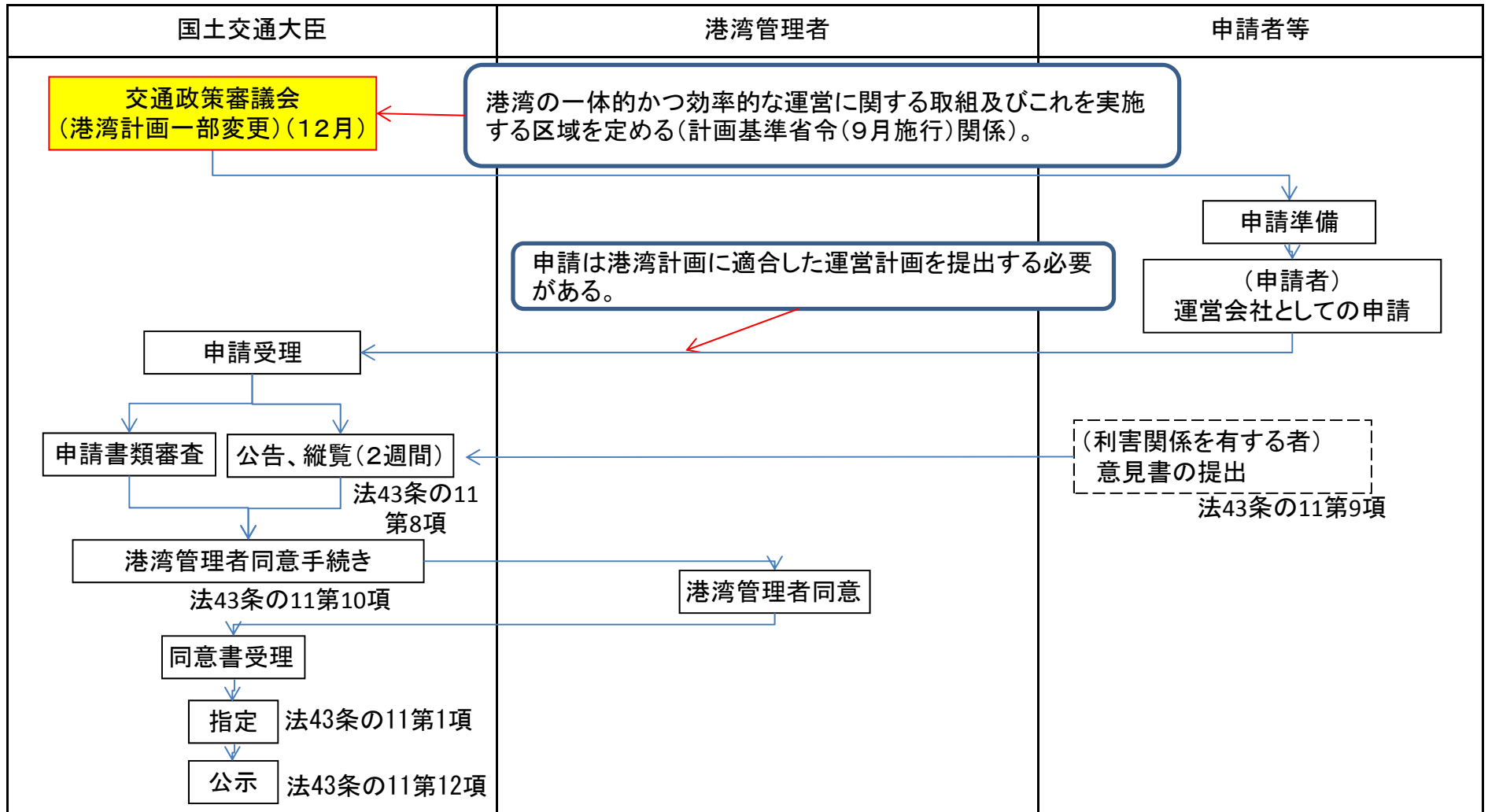


港湾運営の民営化

港湾運営の民営化



国際戦略港湾における港湾運営会社指定までの流れ



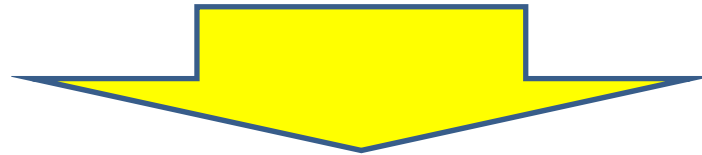
制度施行後3月を経過した段階で、申請がない又は指定の見込みがない場合等に国土交通大臣が区分した埠頭群の範囲を指定・公示することとし、その指定から1年(伊勢湾(*)は2年)に限り特例港湾運営会社(統合までの間、暫定的に指定される港湾運営会社)の申請が可能となる。

(*)国際拠点港湾のうち、国際戦略港湾とみなして国際戦略港湾における港湾運営会社に関する規定を適用する港湾(伊勢湾:名古屋港、四日市港)
→政令により規定。

改正港湾法関係を受けた今回の計画変更について

港湾運営会社として指定を申請する際に、港湾の一体的かつ効率的な運営に関する取組を実施する区域として、以下の範囲を運営計画に記載する必要がある。

- ① コンテナ、RO-RO、フェリー(離島航路を除く。)用の全ての埠頭
- ② 水深10メートル以上のバルク貨物用の全ての埠頭
- ③ ①・②と一体的に運営することが効率的である埠頭
(※ ①、②は片方でも申請可能)



以下の港において、民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する取組及びこれを実施する区域を定めるため、港湾計画の一部変更を行う。

- I.京浜港(東京港、横浜港、川崎港)
- II.阪神港(大阪港、神戸港)
- III.伊勢湾(名古屋港、四日市港)